

2021年6月30日

各位

株式会社 北陸銀行

「事業承継信託」の取扱開始について

～北陸の地域金融機関初 企業オーナーのスムーズな資産承継をお手伝いします～

北陸銀行（頭取 庵 栄伸）では、2021年7月1日（木）より、「北陸銀行の事業承継信託（遺言代用タイプ）・（生前贈与タイプ）」の取り扱いを開始いたします。

お客様の資産承継ニーズの高まりを受け、北陸銀行では、2019年4月より自行サービスとして信託業務の取り扱いを開始しました。相続・信託に関するご相談を多数いただく中で寄せられた、企業オーナーの「自社株をスムーズに承継したい」という課題を、信託の仕組みにより解決するため、今般、みずほ信託銀行の代理店として「北陸銀行の事業承継信託」の取り扱いを開始いたします。事業承継信託の取扱いは、北陸三県に本店を置く金融機関では初めてとなります。

「北陸銀行の事業承継信託」は、資産承継の時期により2つのタイプをご用意しております。

北陸銀行では、今後とも事業承継や相続において、多様化するお客様のニーズにお応えしてまいります。

記

1. 商品概要

商品名	北陸銀行の事業承継信託
ご利用いただける方	国内居住の企業オーナーさま
信託財産の種類	企業オーナーさま（委託者）が経営に関与する会社が発行する国内非上場株式（自社株）
後継者	企業オーナーさまの3親等以内の親族または自社株の発行会社の役職員で国内居住者
商品タイプ	（1）遺言代用タイプ あらかじめ自社株を信託することで、ご指定の後継者さまへ、相続発生時に自社株をスムーズに承継できます。自社株を後継者の方に確実に承継できるメリットがあります。
	（2）生前贈与タイプ 企業オーナーさまの生前から、ご指定の後継者さまへ自社株を承継できます。企業オーナーさま自身の議決権を残したまま、自社株を生前贈与できるメリットがあります。
信託期間	信託設定日から信託終了日（委託者の相続発生時等）
信託財産の交付	受益者に原則として信託終了日の翌営業日以降に信託財産を現状（自社株）のまま交付

中途解約・契約変更	原則不可
受託者	みずほ信託銀行株式会社 〒103-8670 東京都中央区八重洲一丁目2番1号

2. 該当するSDGsの目標



SDGsは Sustainable Development Goals の略称で、2015年に国連で採択された2030年までに達成すべき17の目標と169の具体的なターゲットを定めた「持続可能な開発目標」です。ほくほくフィナンシャルグループは、2019年4月に「SDGs宣言」を表明しました。

以上

<本件に関するお問い合わせ先>

北陸銀行 リテール推進部リテール企画グループ

TEL(076)423-7111